2019 年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業（WAM 助成事業）

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）

活動報告書

在日ブラジル人向け心理相談事業
およびワークショップ事業

２０１９年度

はじめに..... 4

第Ⅰ章　団体概要..... 6

１．実施事業と沿革..... 7

２．主な連携活動実績..... 7

３．主な表彰..... 8

第Ⅱ章　在日ブラジル人向け心理相談事業..... 10

１．事業背景..... 11

２．心理相談事業の目的..... 11

３．心理相談事業の内容と実績..... 12

４．心理相談事業の成果..... 15

５．教育サポートの目的..... 18

６．教育サポートの実績と内容..... 19

７．教育サポートの成果..... 20

８．新たなニーズ・課題..... 23

第Ⅲ章　在日ブラジル人向けワークショップ事業..... 24

１．事業背景および目的..... 25

２．事業内容・実績..... 26

３．事業成果..... 30

４．新たなニーズ・課題..... 32

第Ⅳ章　総評..... 34

１．事業のまとめ..... 35

２．これからの事業..... 36

３．事業の報告..... 37

（参考資料）..... 38

（助成事業）..... 38

（協力）..... 38

はじめに

本報告書は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の社会福祉振興助成事業として、特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（NPO サビジャ）が、2019 年度に行った　①在日ブラジル人向け心理相談（カウンセリング）事業および②新興ブラジル人集住地域でのセミナー事業において、実施状況を報告するとともに、在日ブラジル人の直面する諸問題点と課題を分析し、今後の支援策を探らんとするものです。

NPO サビジャは、在日ブラジル人の日本社会への適応、日常生活で生じる様々な問題の解決支援、子どもたちがその将来や未来への可能性を広げる為のサポートなどの活動を行うことを目的に 1998 年設立され、これまで個人及び法人会員、各企業の皆様からのご支援を基に、無償の支援活動を実施してきました。その活動は、多くのボランティア・メンバーの参加によって行われていて、体とこころの健康、教育、日常生活、生活環境、労働環境、法律、保険、税金等の分野において、専門家ボランティアが電話や個別のオリエンテーションを行っています。また、その活動は、在日ブラジル学校や日本の政府機関（地方自治体、警察、国際協力機関等）、特に駐日ブラジル大使館、在京、在名古屋、在浜松ブラジル総領事館などからもサポートを受けています。

本報告をもとに、在日ブラジル人が直面する諸問題の中で特に支援の必要性が高いと思われる心理相談分野と新興ブラジル人集住地域の諸問題について、NPO サビジャの活動から見た課題を日本官民および在日ブラジルコミュニティーの出来るだけ多くの関係者との間で共有して、支援活動策定の一助となることを目指します。

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）
　代表理事　茂木真二

第Ⅰ章

団体概要

１．実施事業と沿革

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（ＮＰＯサビジャ）は、ブラジル人および日本人からなる理事会、会員、スタッフ、ボランティアの他に、ブラジル人専門家（医師・心理士等）、日本人専門家（医師・弁護士等）も加わり、また諸機関・諸団体と連携・協力を図りながら、主にポルトガル語により以下５つの事業に取り組んでいる。

〇青少年健全育成事業：ブラジル人子弟向けのワークショップやセミナー、フェスティバルの開催他

〇社会生活相談事業：無料の電話一般相談（労働、法律、税金、教育等）、ブラジル人医師やブラジル人心理士による無料相談他

〇校外学習事業：社会人向けのセミナーの開催他

〇文化交流事業：チャリティーイベントやフェスティバルの参加や開催他

〇支援救済事業：緊急支援　例）茨城県鬼怒川氾濫や熊本地震、西日本豪雨被災地への物資支援や心理相談会の開催他

沿革	
1998 年	NPO 法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）設立 在京ブラジル総領事館の実施する“移動領事館”（ブラジル人集住地域へ各種手続き窓口を期間限定で開設するサービス）への同行開始
2013 年	在京ブラジル総領事館と相談事業の業務提携（領事館内での医療相談・オンラインでの心理相談サービスの実施）
2014 年	ポルトガル語によるオンライン医療相談サービス団体“Disque Saúde”の閉鎖に伴い、NPO サビジャの医療相談事業として引き続き継続
2015 年	在名古屋ブラジル総領事館と心理相談事業の業務提携（領事館管轄在住ブラジル人向けに心理相談他、講演会の実施） 在浜松ブラジル総領事館と心理相談事業の業務提携（領事館管轄在住ブラジル人向けに心理相談他、講演会の実施）
2016 年	WAM 助成事業により日本全国を対象とするブラジル人心理相談事業実施
2018 年	WAM 助成事業により日本全国を対象とするブラジル人心理相談事業・新興ブラジル人コミュニティー向けセミナー事業実施

２．主な連携活動実績

連携団体	内容

駐日ブラジル大使館	ブラジル人児童自閉症調査事業 文化交流を目的としたイベント参加　他
在京ブラジル総領事館	在京ブラジル総領事館の移動領事館に同行 管轄内のブラジル人を対象とした心理相談事業 管轄内のブラジル人を対象とした医療相談事業 教育フェア参加（相談会、講演）　他
在名古屋ブラジル総領事館	管轄内のブラジル人を対象とした心理相談事業 教育フェア参加（相談会、講演） 市民評議会に NPO 団体代表として出席　他
在浜松ブラジル総領事館	管轄内のブラジル人を対象とした心理相談事業 管轄内のブラジル人向け保育園への支援　他
その他 在日ブラジル人学校 NPO 在日ブラジル学校協議会 東京弁護士会 未来工学研究所 ブラジル人在住自治体	 セミナーやワークショップ、児童のグループカウンセリング 教育セミナー開催 ブラジル人向け法律相談会開催 ブラジル人児童への教育支援調査 ポルトガル語での心理相談他

3．主な表彰

長年の在日ブラジル人コミュニティーへの支援活動が認められ、当会代表理事や医師らがこれまで様々な賞を授与している。

年月	内容
1999 年 9 月	ブラジル政府より、リオ・ブランコ勲章を授与される
2002 年 5 月	社団法人日本善行協会より長年の日伯友好親善及び人道支援への尽力に対し表彰を受ける
2002 年 6 月	ブラジル人少年院収容者へのカウンセラー活動の業績が認められ、久里浜少年院から篤志会メンバーに当会代表理事が任命される
2008 年 11 月	在日ブラジル人学校組織（AEBJ）より賛助会員の称号を授与される
2009 年 4 月	外務省より感謝状を授与される
2009 年 5 月	社団法人日本善行協会より長年の日伯友好親善及び人道支援への尽力に対し表彰を受ける（2 度目）

第Ⅱ章

在日ブラジル人向け心理相談事業

および教育サポート

1．事業背景

当会におけるポルトガル語による在ブラジル人向け心理相談事業の変遷は以下の通りである。

時期	在日ブラジル人情勢	NPO サビジャ心理相談体制
1990 年	入国管理法改正によるブラジル移民急増（背景：80 年代のバブル経済時に日本の労働者不足が顕在化し経済界の強い要望により日系三世まで就労ビザを与えるよう改正された）	設立と同時に心理相談サポートを開始 在京ブラジル総領事館実施の”移動領事館”への同行 各ブラジル人集住地域にブラジル人心理士が赴いて相談会を実施
2008 年	リーマンショックによる派遣切りにより、在日ブラジル人の生活を直撃	心理相談への問い合わせが急増し、電話による相談を開始 心理士を 2 名体制に増員
2009 年		スカイプによる相談を開始
2013 年		在京ブラジル総領事館内での相談を開始
2015 年		在名古屋ブラジル総領事館内での相談を開始 在浜松ブラジル総領事館内での相談を開始
2016 年		WAM 助成を得てブラジルから心理士を招聘して日本全国を対象とする心理相談を実施
2017 年		夜間（18～21 時）の相談を開始
2018 年		土曜日の相談を開始
2019 年		愛知県内ブラジル人集住市役所内での心理相談開始

電話やスカイプによるオンライン相談の他、ブラジル総領事館・ブラジル人集住地域の市役所内での面談式相談、ブラジル人学校、集住地域の NPO 法人、ブラジル人保育園での児童向けのグループカウンセリング、ブラジル人児童が通う公立小学校での個別支援など多岐にわたっている。

30 年に亘る経験から、NPO サビジャには在住ブラジル人支援の知識やノウハウが蓄積されており、現在は心理相談から事業を発展させ、生活面のサポート、地域社会との共生、子どもの教育、日本の小学校との連携など幅広く活動を実施している。

2019 年度は心理相談事業として、＜心理相談＞＜教育サポート＞の 2 つの活動を柱に実施した。

2．心理相談事業の目的

心理相談を継続的に実施するにあたり、毎年相談者および心理士に相談サービスの内容や相談による効果に対しアンケートを実施し、相談事業に対するニーズの把握や改善に努めている。

2018 年 10 月および 2 月にヒアリング調査を実施したところ、相談者からの本サービスに対する満足度は高かった一方、心理士が評価する相談者の状態は、改善が見られながらも、長期的・継続的支援が必要なケースが多くみられた。

カウンセリングの回数や回復期間は人により異なるが、目安表（*1）は以下の通り。

回数	症状例
5 回以内	単一エピソードの PTSD（外傷後のトラウマ反応とストレス反応の障害）・ 恐怖症・ 不安、心配・心労・ 要因が明確で精神疾患水準ではない不安・抑うつ、短期精神病性障害
10 回以内	適応障害・ 自己批判・自己否定・ 自信喪失・ 不安障害・強迫性障害・ 軽度のパニック障害・ 軽度の解離性障害
6 か月未満	不安障害・ 自傷・ 強迫性障害・ 軽度～中度のうつ状態・ いじめ・ハラスメント・DV による複雑性 PTSD (C-PTSD)・ 統合失調症様障害など、非慢性精神病・ 解離性同一性障害を除く解離性障害・ 1 年未満の社会的ひきこもり・ 双極性障害 Ⅱ 型・ 一定程度の観察自我が機能する統合失調症・ パニック障害
6 か月以上	長期間の強迫性障害・ 運動障害を伴う強迫性障害・ 重度のうつ状態・ 肉親の自死による悲嘆・ 肉親や親しい人の死を伴う PTSD・ 要因の複雑な不安障害・ 長期間のいじめ・ハラスメント・DV・虐待による複雑性 PTSD(C-PTSD)・ 1 年以上の社会的ひきこもり・慢性の精神病・ 双極性障害 Ⅰ 型・ 解離性同一性障害（交代人格が 5 人以上の場合)・ パーソナリティー障害（境界性、自己愛性、その他）・ 精神的依存

NPO サビジャで相談を受けている相談者の状態も、統合失調症や重度のうつ状態等、長期的なサポートが必要なケースが多く、継続的な支援が必要である。（*1 の出典：CS カウンセリング東京）

上記の状況より、NPO サビジャは 2019 年度も心理相談事業の継続的実施を決定した。

3．心理相談事業の内容と実績

NPO サビジャが実施している心理相談事業の実施体制の概要は以下の図の通りであり、当報告書は **WAM 助成対象事業**のみに言及する。

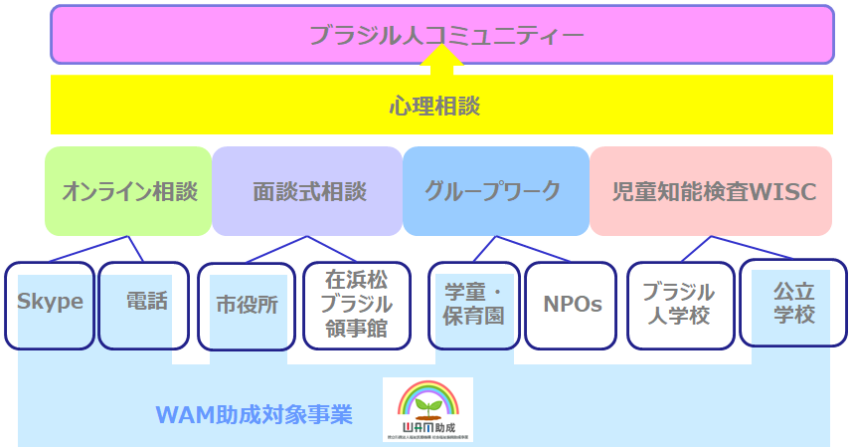

2019 年度はブラジル人心理士 2 名体制で、オンライン・面談式相談、午前・午後・夜間の 3 パターンの時間割で相談を受けた。

月の相談カレンダー例

		月	火	水	木	金	土
1週目	午前		オンライン	教育支援	NPO面談	領事館面談	学童面談
	午後		オンライン	オンライン	オンライン		
	夜間	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	
2週目	午前		オンライン	教育支援	NPO面談	領事館面談	
	午後		オンライン	オンライン	オンライン		
	夜間	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	
3週目	午前		市役所面談	教育支援	NPO面談	領事館面談	
	午後		オンライン	オンライン	オンライン		
	夜間	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	
4週目	午前		オンライン	教育支援	NPO面談	領事館面談	
	午後		オンライン	オンライン	オンライン		
	夜間	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライ	

心理相談数実績は以下の通りである。

2019 年 4 月～2020 年 3 月

予約受入数 1,116 件（内、オンライン実施：902 件・面談実施：42 件・キャンセル：172 件）

<グラフ①月別心理相談件数> ＊予約キャンセル含む

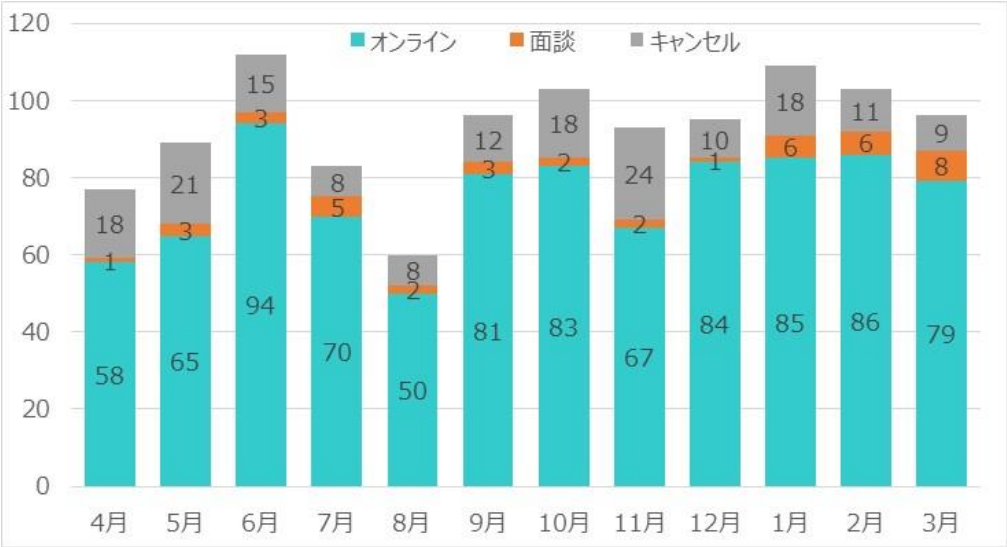

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
オンライン	58	65	94	70	50	81	83	67	84	85	86	79	902
面談	1	3	3	5	2	3	2	2	1	6	6	8	42
キャンセル	18	21	15	8	8	12	18	24	10	18	11	9	172
計	77	89	112	83	60	96	103	93	95	109	103	96	1116

<グラフ②相談の内容別比率> ＊以下キャンセル含まない

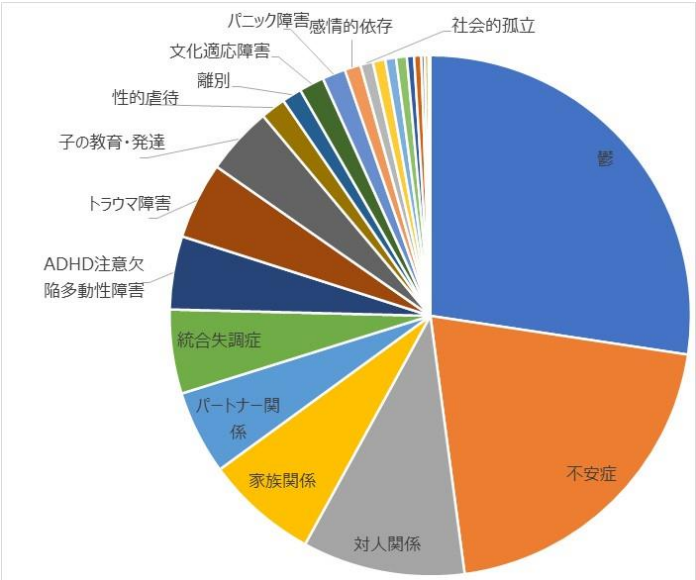

相談内容	オンライン	面談	計
鬱	247	9	256
不安症	185	3	188
対人関係	91	3	94
家族関係	63	1	63
パートナー関係	47		47
統合失調症	47		47
ADHD注意欠陥多動性障害	41	2	43
トラウマ障害	43		43
子の教育・発達	38	2	40
性的虐待	14		14
離別	11	3	14
文化適応障害	14		14
パニック障害	13		13
感情的依存	9		9
社会的孤立	7		7
将来への不安	7		7
学習障害	6		6
衝動性	6		6
自閉症	4	1	5
家庭内暴力	4		4
ストレス	2		2
攻撃行動	2		2
人格障害	1		1

<グラフ③相談者の性別比率>

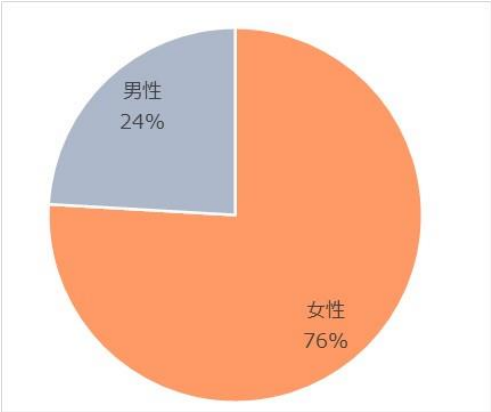

<グラフ④相談者の在日年数別比率>

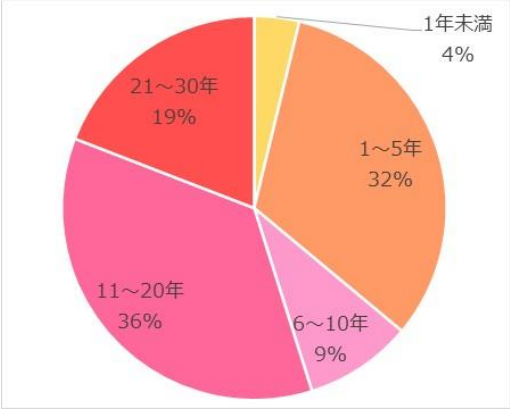

<グラフ⑤相談者の職種別比率>

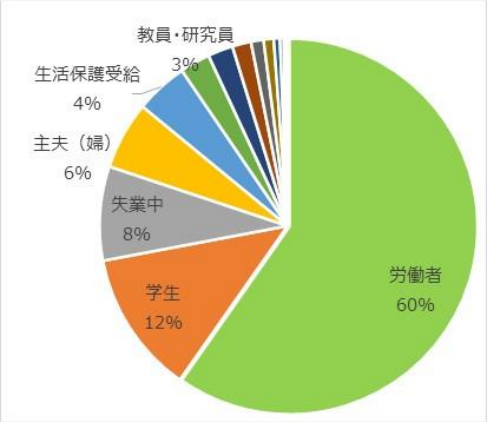

<グラフ⑥オンライン相談者の年齢別比率>

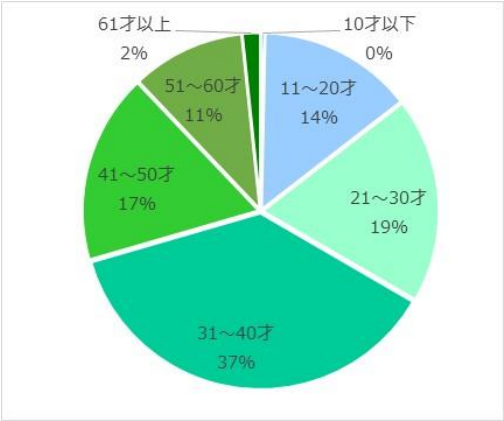

<グラフ⑦面談相談者の年齢別比率>

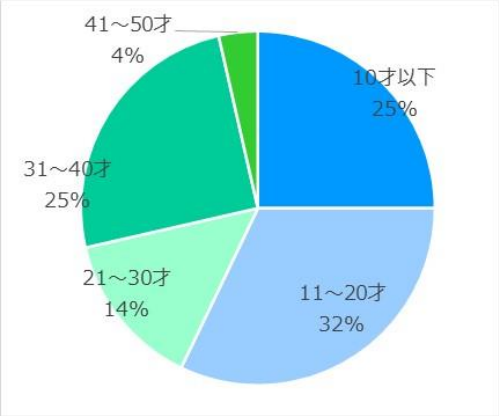

〇月平均 80 件を実施することができた。（グラフ①）

〇相談内容は、鬱・不安症で半数弱を占め、続いて「対人関係・家族関係・パートナー関係」といった人間関係での相談が続いている。（グラフ②）

〇在日年数では 11～20 年が最も多く、一方で 1～5 年の来日年数が浅い相談者からの相談も 3 割を超える。（グラフ④）

〇派遣労働者を含む労働者からの相談が 6 割を占め、オンライン相談の 31～60 才台とほぼ同率である。（グラフ⑤⑥）

〇オンライン相談者と面談相談者の年齢を比較した場合、20 才以下の面談相談者が多く、全体の半数を超える。また未成年の子を持つ親世代である 31～40 才台からの面談相談も多い。（グラフ⑥⑦）

４．心理相談事業の成果

相談者へのアンケート結果からの評価は以下の通りである。

<グラフ⑧心理相談のしやすさ>

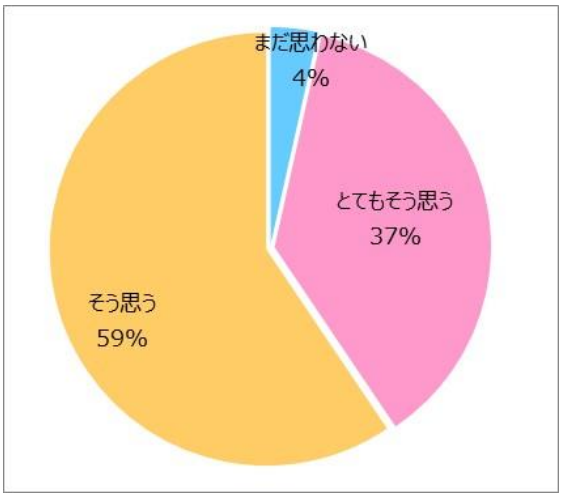

<グラフ⑨心理相談を受けた感想>

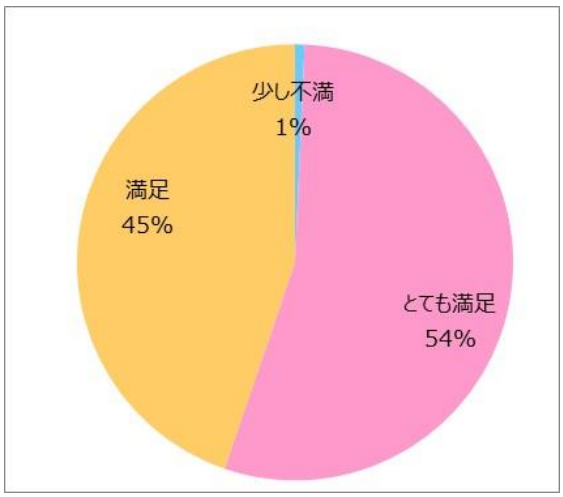

<グラフ⑩サビジャの心理相談サービスを他の人に紹介したいか？>

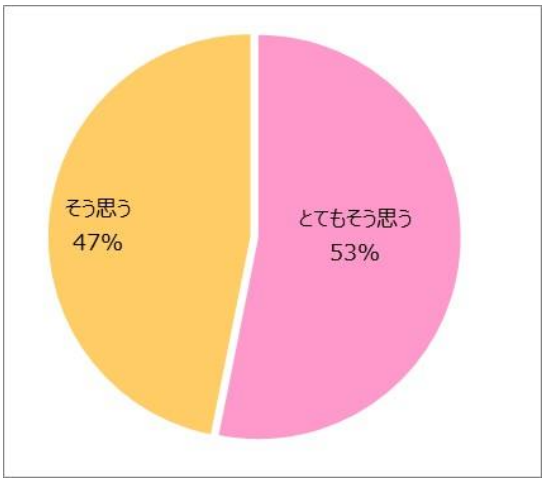

<グラフ⑪心理相談サービスを知ったきっかけ>

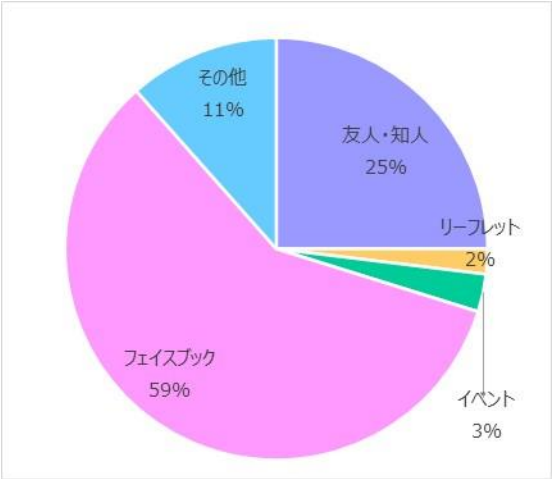

〇心理相談サービスへの評価は非常に高く、相談しやすい環境を提供できている。

〇SNS による宣伝で心理相談サービスを知るケースが多い。

心理士へのアンケート結果からの相談状況は以下の通りである。

<グラフ⑫相談内容比率>

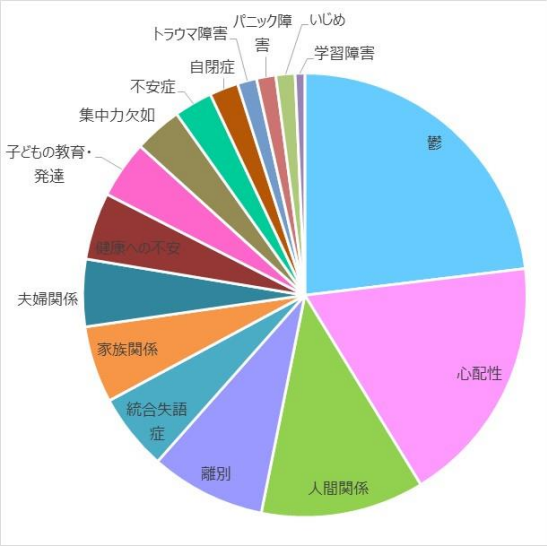

<グラフ⑬相談初回時の状態と相談実施回数>

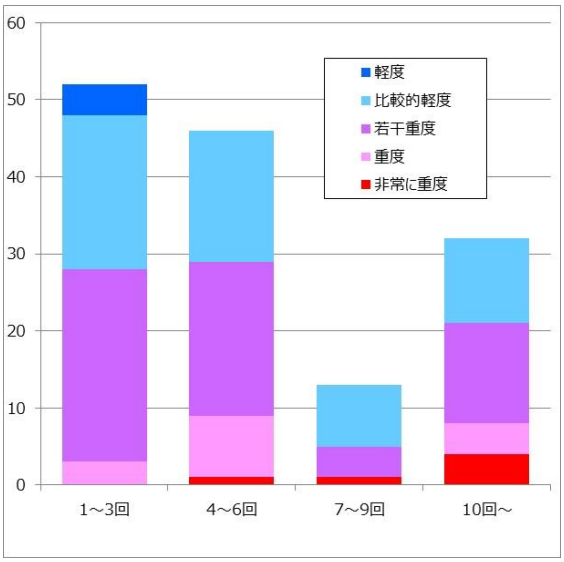

<グラフ⑭相談初回時の状態と在日年数>

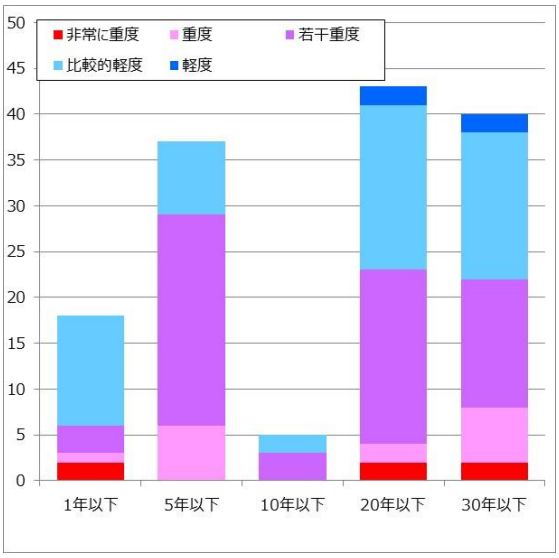

<グラフ⑮相談初回時の状態と現在状態>

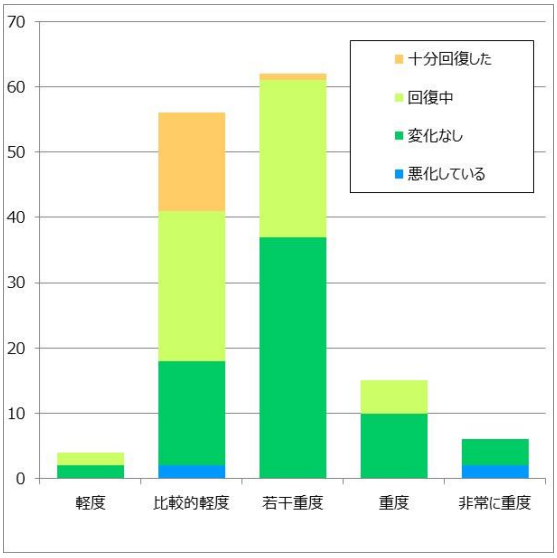

<グラフ⑯相談実施回数と相談者の現在の状態>

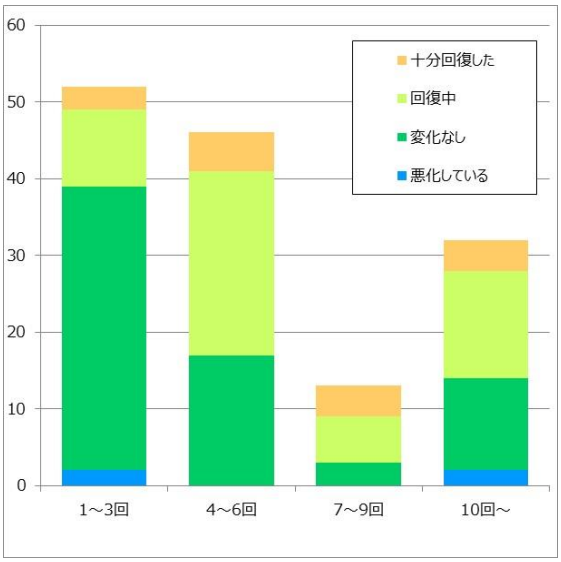

<グラフ⑰相談の今後の方向性・展望>

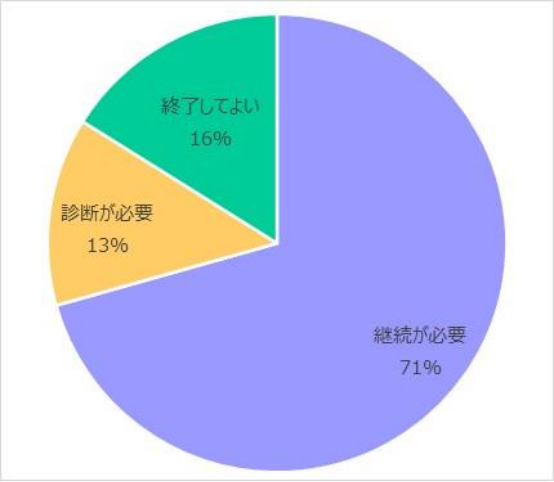

○鬱・心配性で全体の４割を占めている（グラフ⑫）

○重度の相談者には継続的な相談が必要（グラフ⑬）

○非常に重度な相談者は在日年数が１年以下と 20～30 年以下と２極化している（グラフ⑭）

○重度な相談者ほど回復に時間を要している（グラフ⑮）

○一人当たり 4～６回の相談で回復の効果がみられる一方、10 回以上の相談を重ねても変化なし、もしくは悪化しているケースがある（グラフ⑯）

５．教育サポートの目的

昨今は、通常の心理相談依頼に加え、子どもの教育や発達の悩みを抱える保護者からの相談が増加傾向にある。

また､2018 年以前より国内外の報道にて｢公立学校の特別支援学級に在籍するブラジル人児童の割合が、日本人児童と比較して高い｣という情報が流布されており、ブラジル人コミュニティーや教育現場にて混乱が生じている。この状況を重くみた駐日ブラジル大使館および NPO サビジャは、正しい情報・データを収集・分析し、その結果により必要に応じた適切な施策を実施することを目的に、2018 年 10 月から「日本の学校に通学するブラジル人児童生徒の発達障害・情緒障害に関する調査」を開始した。調査は公募で選ばれた民間調査団体(シンクタンク)が行った。2020 年 3 月末時点、調査結果は未発表だが、調査の段階で民間調査団体が在日ブラジル人集住地域の教育機関へヒアリングを実施したところ、以下のような声が多く聞かれたと報告を受けた。

〇ブラジル人児童が在籍する公立学校では、通常授業についていけない児童をサポートする際に、その原因が言語や文化の違いによるのか、自閉症・情緒障害など発達障害によるのか判断をつけることが難しいケースがある。

〇適切な支援を行うために、通訳の手配、通訳を介した支援、通訳を介した保護者との連携など、多くのサポート工数が必要となっている。

〇必要を要した場合、児童の特性を測るための知能検査を行うが、通常は日本語による検査のため、(児童と児童心理士の間に通訳が入る場合でも)正しい検査結果を導くことが難しい。それは、WISC（児童向けウエスクラ―式知能検査）および事前面談には、言語だけでなく、児童の生まれ育った環境や文化も理解した専門家が必要であり、現在の教育現場にはその専門家、あるいは専門家に関する情報が不足しているためである。

〇教育支援や WISC 検査実施には保護者の同意が必要だが、保護者とスムーズな連携を取り、協力を得るのが難しいケースがある。

これらに鑑みて、ブラジル人心理士による教育サポートを教育機関および保護者へ提供し、3 者が連携しブラジル人児童に適正な教育および教育サポートを提供することができる体制の構築を目指し、2019 年度より教育サポート事業を開始した。

NPO サビジャのブラジル人心理士が適任である要素として

〇日本とブラジルの文化の違いを理解している

〇日本とブラジルの教育システムの違いを理解している

〇在日ブラジル人コミュニティー内での活動実績が十分にある

〇ポルトガル語の知能検査を実施できる

ことが挙げられる。

ブラジル人児童保護者の協力を得るのが難しい背景には、言葉の違いによるコミュニケーション困難に加え、日本とブラジルの教育体制の違いがある。ブラジルの教育体制は、＜通常校＞＜特別支援校＞の 2 体制になっており、日本は＜通常校＞と＜特別支援校＞およびその 2 校の中間的役割を果たす、＜特別支援学級＞が通常校内に置かれ、さらには必要に応じて取り出し授業を行う＜通級による指導＞もある。ブラジル人保護者が正しい情報を知らないため、学校側からの支援を拒むケースもあり、保護者自身も情報不足による不安を抱えている。

NPO サビジャ心理士が教育サポートを行う際には、最初に児童と保護者の 3 者面談を行い、その際に教育体制についての説明も必要に応じて行うようにしている。

教育支援の現場では、発達検査や児童の特徴、児童の困難さを測るために児童へ知能検査を行う場合がある。世界を始め日本国内でも広く利用されている知能検査が、児童向けウェクスラー式知能検査（通称 WISC ウィスク）である。WISC は 5 歳 0 カ月～16 歳 11 カ月の子どもを対象に個別に行われる検査で、読み書きは伴わず、検査時間は 48～65 分程度。結果は＜言語理解指標＞＜知覚推理指標＞＜ワーキングメモリー指標＞＜処理速度指標＞の各分野で IQ 値として算出され、児童の得意分野や不得意分野といった特徴や困難さを測る指標として利用される。

NPO サビジャでは WISC のポルトガル語版を提供している。WISC の測定には児童のバックグラウンド的要素も関係する為、同じ WISC でも日本語版とポルトガル語版では内容が異なり、母語である文化的背景も考慮されるようになっている。従って、ブラジルの文化の中で成長した児童が、日本語版 WISC を受けた場合、言葉だけでなく内容も日本文化を反映したものになっているため、適正な結果を算出することは難しい。ポルトガル語版 WISC を利用することで、適正な条件の下での検査を提供し、結果を得ることが可能となる。なお、検査結果はあくまでも一つの目安であり、保護者の同意を得られた場合、その結果は学校の担当教員に共有し教育現場で活用される。

６．教育サポートの実績と内容

NPO サビジャの教育サポートの体制・手順は以下の通りである。

（１）支援の依頼：保護者や学校から NPO サビジャ事務局に依頼を受ける。

（２）心理士の派遣：NPO サビジャ事務局にて訪問日を調整する

（３）保護者と児童への面談：児童の状態や乳幼児期の様子などをヒアリング

（４）学校との共有：保護者の同意があった場合に共有し、情報を交換する

（５）WISC 検査実施・分析：面談の結果から心理士が提案もしくは保護者から依頼があった場合に実施

（6）結果を保護者に報告：心理士より児童が抱える困難さや家庭内でのサポート方法をアドバイスする

（7）学校と共有：保護者の同意があった場合に共有し、学校内での支援方法を検討する

2019 年度は計 7 児童に実施し、その内 5 件は日本の公立学校経由で依頼されたものであった。面談や検査の実施には、保護者の了承を得て、学校の担当教員やコーディネーターとも随時連携を図りながら実施した。

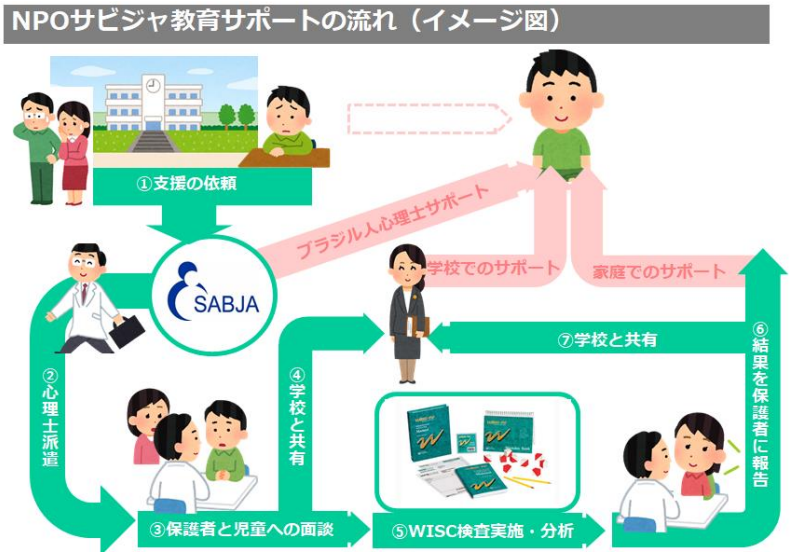

7．教育サポートの成果

2019 年度に学校と連携を図りながら実施した案件では、ブラジル人心理士によるポルトガル語の教育サポートは一定の効果が見られた。

例 1）　ブラジル人児童 A

NPO サビジャ教育サポート前

児童の様子	保護者との連携
授業に落ち着いて取り組むことができなかった。	弱かった。保護者と学校間で話し合う場を設定するが、仕事等で都合がつかず、話し合いがなかなかできなかった。

↓

WISC 検査実施後

児童の様子	保護者との連携
短い言葉での指示は通るようになった。	変わった。児童の特徴が分かったことで、専門的な医療機関等に一度みてもらいたいという思いが強くなってきた。
学校内での対応	
心理士にアドバイスをされた点を意識して対応している。	

例 2）　ブラジル人児童 B

NPO サビジャ教育サポート前

児童の様子	保護者との連携
識字障害の疑いのある児童。通常学級からの取り出しで授業を受けている。 通常学級では、図工や給食、お手伝いなど好きなことを進んで行い、ひらがなも見て写しはできるが、覚えることができなく、授業中も立ち歩くことが多い。 学校側も日本語と識字障害の二重の壁があり、支援指導方法を判断するため発達検査を希望していたが日本語検査は不可能な状態であった。	保護者はブラジルからの編入だったため学習の遅れだと思っていたようだが、自宅で勉強を教えていてもできないため、障害がある可能性も考え、保護者も検査を望んでいた。しかし、特別支援学級に入れたくないという思いも強かった。

↓

WISC 検査実施後

児童の様子	保護者との連携
通常学級では、気の向いたことしかしない状況が続いているが、取り出し授業に行けば、計算問題や簡単な漢字学習に取り組むことができる。	特別支援学級には入れたくないという様子がまだみられるが、障害があることは認め、今後も継続的な支援を希望している。
学校内での対応	
得意分野が検査によって分かり、得意な計算を伸ばすよう、遅れていたかけ算の練習をし、児童の学年で習う計算問題に取り組むことができるようになった。識字障害については、どのような対応をするのがよいか検討中。	

これらのケースは、WISC 検査の結果を学校側へ共有したことで、児童が抱える困難さが明確になり、学校生活や勉強でのサポートがスムーズに行えるようになった、保護者の理解をより得られるようになった、という成果があった。また他にも保護者側から、今後もブラジル人心理士のサポートを希望しており、継続した支援を実施する。

教育サポートを実施した学校からの声

〇日本語では到底 WISC を行えなかったので母国語で検査できたことは言葉の壁と言う困難が無く、その子の特性を知れてよかった。

〇検査結果を伝えられる際、保護者と話し合いをしっかりすることができ、医療機関への受診や支援計画の作成等、その後の支援につながった。

〇外国籍児童が心理的な医療機関を受診しようと思うと、言葉の壁があり、検査の質問内容が変わってしまうという理由から受診できないことがある。その点、ポルトガル語を話せる心理士が学校に出向いて検査をしてくれたことは大変ありがたい。

〇幼児期から日本にいても、日本語が不十分のまま公立校に入学し、学習面で苦労している児童がいる。彼らの困難がどこから来るかは、日本語の WISC では通訳を入れなければ実施できず、判断が難しい。母語であることで受検へのハードルが下がる。日本とブラジルでは文化的な差異もあるが、ブラジル人心理士の話は保護者も受け入れやすかった様子。検査の後、心理相談を希望する保護者もいた。支援を継続的に受けさせるため、保護者を孤立させないためにも、母語での検査や心理相談は大切と感じた。

〇日本語版 WISC とポルトガル語版 WISC の検査内容が若干異なることを初めて知った。言葉だけでなく文化の違いも含め、より本人の能力を正確に検査してもらえたことを感じる。保護者の方の信頼感が生まれることも想像できる。保護者や教師が、心理士の先生からブラジルの学校と日本語の学校との違いを聞くことで、日本で暮らすブラジルの子どもたちがよりよく成長していくための支援について、保護者の方と一緒に考えられたと感じる。どの家庭も結果をフィードバックした後、学校での支援を柔軟に受け入れようとなったことがありがたかった。

〇学校を相談・検査会場として提供させていただいた。外国籍児童の保護者は共働きが多く、検査のために児童を相談会場へ送迎することが負担になることもある。会場が学校であることで、その負担は少なかった。ただし、学校で行うことで、WISC 検査受検の主体性が学校にならないように、保護者の主体性による受検であることを常に強調してもらいたい。

〇WISC 検査によって、心理士さんから児童の特徴は聞くことができたものの、正式な診断（ADHD や ASD 等）が出るわけではない。特別支援学級の入級には正式な診断名が必要となる場合が多い。

〇日本語が全くわからない状態で編入し、日本語をなかなか覚えられない児童に、母語で検査していた

だいたこと、学校に出向いていただき、無償で検査してくださったこと等とても助かりました。

〇児童と保護者と学校と心理士と市の相談員通訳間で日程調整するのに時間がかかってしまった。

〇学校、保護者が心理士から検査結果を聞く際に学校の通訳に入ったが、通訳の方も通常は授業補助に入るため、別途通訳を準備いただけると助かる。

８．新たなニーズ・課題

2019 年度より開始した NPO サビジャの教育サポートだが、これまでブラジル人児童へのポルトガル語による知能検査の実施実績は日本国内にはなく、且つ WISC の利用を含めた教育サポートを、日本の教育機関および保護者と連携して実施することは、在日ブラジル人コミュニティー支援取り組みの中で新たな活動となった。

一方で、現状で実施できた地域は中部地域のブラジル人集住地域に限られており、集住地域においても行政の支援が十分な地域とそうでない地域、NPO 活動が活発な地域とそうでない地域といった地域差があり、ブラジル人児童が同じ教育サポートを受けられていない現状がある。同様に、学校の教育現場でもブラジル人児童をサポートできる専門家や専門家に関する情報が不足しており、地域差をなくすよう児童、保護者が適切な教育サポートを受けられる体制を構築する必要がある。

また、2019 年 4 月の入管法改正により外国人労働者（＝在日外国人）が増加するとともに、家族帯同の来日が見込まれるため、外国人児童の受入れが課題となる。2018 年度時点の日本の学校在籍する外国人児童生徒数は、93,133 人(小学校 59,094 人、中学校 23,051 人、他教育施設)で、前年後比較で 7,118 人(8.2%)増加している。この観点からも、今後は他外言語(中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語*在留外国人統計順)による教育サポートへの需要が高まるのは必須であり在日ブラジル児童およびその家族への教育サポート体制が構築されることで、モデルとして、他の在日外国人児童およびその家族への教育サポートに展開することを期待できる。

第Ⅲ章

在日ブラジル人向けワークショップ事業

1．事業背景および目的

2017 年に島根県出雲地域でのブラジル人増加（下記グラフ⑱参照）があったため、実地調査を行った。ブラジル人労働者が登録している派遣会社および同地域を管轄する在名古屋ブラジル総領事館、また現地 NPO と連携を図り、2018 年度 WAM 助成事業として、第一回セミナーを実施。ブラジル人児童、保護者、社会人だけでなく、地域社会である公立学校の教育関係者らも対象とした講演を開催した。同年 12 月には第二回セミナーを実施し、弁護士による日本の生活で予期される法律問題や日本の奨学金制度に関する講演を実施した。開催にあたっては、出雲市役所、出雲市警察署、出雲市教育委員会と連携を図り、実現した。

<グラフ⑱出雲市在住ブラジル人比率>　出雲市役所 HP より　2018/12 時点

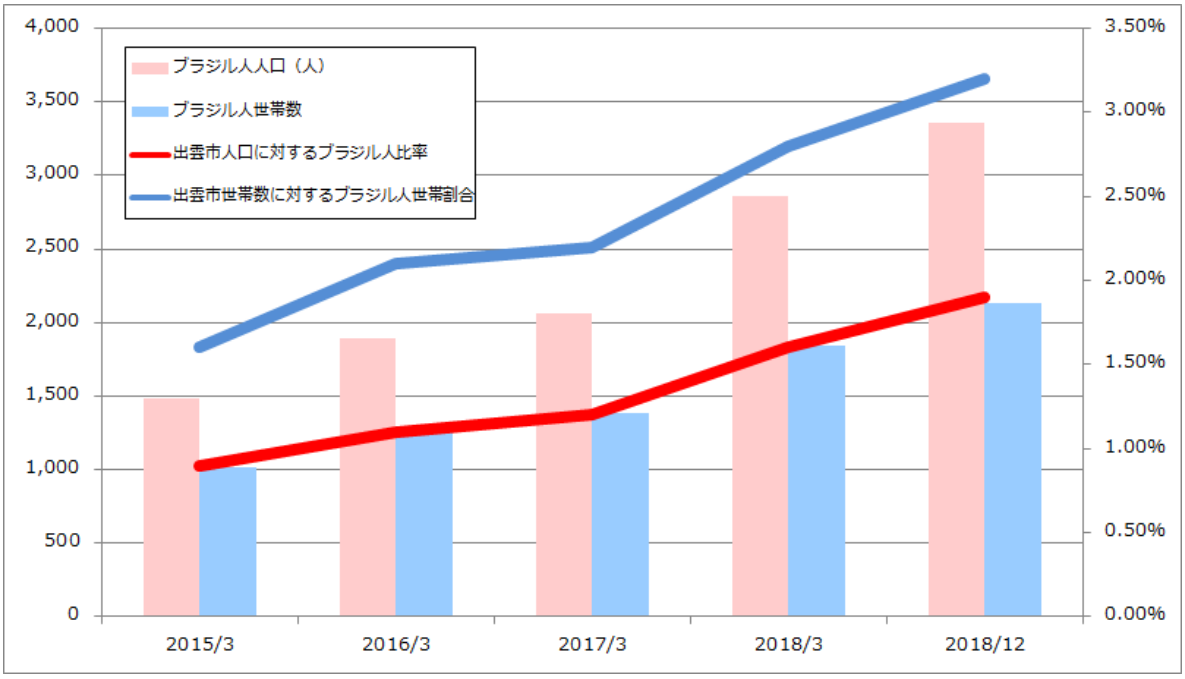

2018 年にセミナーを 2 回実施し、参加者アンケート結果から内容の満足度は高かったが、在住人口と比べ参加人数が予測よりも少なかった。事前の開催告知は関係各所に実施したにもかかわらず少なかった理由は、保護者らの子どもの教育に対する関心の欠如にあるのではないかと NPO サビジャ理事会にて推測、連携機関である在名古屋ブラジル総領事館やサポーターの派遣会社関係者にもヒアリングしたところ、財政的な理由で子どもの教育への関心が低いことが明らかになった。

具体例として、在名古屋ブラジル総領事館は、島根在住のブラジル人にとって管轄の名古屋領事館への移動は時間も費用もかかるため、移動領事館の要望が多く、ブラジル外務本省に要請し、移動領事館を実施したところ、3,000 人以上のブラジル人が在住しており、少なくとも 800 名の来場者を予想していたが、実際は 100 名ほどだった。

派遣会社からも、定時に退社できるなど子育てに配慮した別の職種をブラジル人労働者に紹介しても、誰も受けず、定時に退社できると残業代が受け取れないので不満を持つことが多いという。また、子ども

が通う小学校から派遣会社に直接、小学校での保護者面談や懇談会の連絡が入り、その日の仕事を休みにしても学校行事に参加する保護者はほぼいなかったということもあった。

以上のことより、状況は大変深刻であり、今後は異なるアプローチの必要性があることが明らかになった。

また、都道府県別の年代別ブラジル人人口を調査（以下グラフ⑲参照）したところ、新興ブラジル人集住地域である島根県・福井県では 30 才台の割合が高く、乳児・幼児・小学生の子を持つ子育て世代が多いことが判明し、セミナー形式ではなくワークショップ形式での開催がニーズに合っていると推察された。

<グラフ⑲都道府県別・年代別ブラジル人人口比率> 政府統計ポータルサイト(e-stat)より 2018/6 時点

	都道府県	計	0～19才		20代		30代		40代		50代		60代以上	
1	愛　知	56,942	14,205	25%	7,746	14%	12,679	22%	11,012	19%	7,522	13%	3,778	7%
2	静　岡	28,807	7,311	25%	3,675	13%	5,781	20%	5,496	19%	4,321	15%	2,223	8%
3	三　重	13,691	3,361	25%	1,756	13%	2,782	20%	2,630	19%	2,073	15%	1,089	8%
4	群　馬	12,628	3,135	25%	1,632	13%	2,283	18%	2,443	19%	1,987	16%	1,148	9%
5	岐　阜	10,993	2,848	26%	1,315	12%	2,266	21%	2,132	19%	1,654	15%	778	7%
6	神　奈　川	8,762	1,523	17%	1,173	13%	1,479	17%	1,820	21%	1,751	20%	1,016	12%
7	滋　賀	8,724	2,233	26%	1,038	12%	1,796	21%	1,650	19%	1,255	14%	752	9%
8	埼　玉	7,302	1,283	18%	920	13%	1,231	17%	1,560	21%	1,403	19%	905	12%
9	茨　城	5,870	1,347	23%	723	12%	1,026	17%	1,106	19%	1,027	17%	641	11%
10	長　野	5,329	1,151	22%	553	10%	928	17%	1,175	22%	994	19%	528	10%
11	栃　木	4,275	941	22%	530	12%	685	16%	826	19%	824	19%	469	11%
12	福　井	3,812	625	16%	851	22%	1,034	27%	750	20%	406	11%	146	4%
13	島　根	3,685	377	10%	854	23%	1,005	27%	757	21%	602	16%	90	2%
14	東　京	3,572	363	10%	867	24%	791	22%	600	17%	503	14%	448	13%
15	千　葉	3,528	558	16%	434	12%	628	18%	652	18%	712	20%	544	15%

以上のデータにより、心理相談・医療相談・法律相談・日本語教育相談・教育相談のテーマ毎に相談窓口を設け、自由に出入りできるワークショップを開催することとした。

2．事業内容・実績

当初島根県で 2 回開催する計画であったが、隣県の福井県でも子育て世代を中心としたブラジル人が多く在住していること、管轄である在名古屋ブラジル総領事館から遠距離で相談へのアクセス環境が悪いことから、福井県越前市にてワークショップを開催した。

ワークショップでは、

○　NPO サビジャの心理士による**心理相談**

○　NPO サビジャの奨学金など教育相談担当者による**教育相談**

に加え、

○　在日のラテンアメリカ人を対象として、感染症検査や生活習慣病、メンタルヘルス系不調等の健康診断及び医療相談を全国で展開している NPO マイケンに**医療相談**およびシャーガス病（*2）の無料検査

○　東京弁護士会所属弁護士による**法律相談**（NPO サビジャによる通訳付き）

○「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」及び「定住者」の在留資格を有する定住外国人や日本企業に就職する外国人留学生等を対象に、日本語も含めた職場でのコミュニケーション、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識、履歴書の作成等の知識の習得を通じて、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図ることを目的とした「外国人就労・定着支援研修事業」を厚生労働省から受託し、定住外国人就職支援コースとして「定住外国人向けしごとのためのはたらくにほんご」を実施している一般財団法人日本国際協力センター（JICE）による労働者のための**日本語教育相談**を会場内をスペース分けし、来場者の希望する窓口に案内し、相談を受けた。

（*2：主に南米を発生源とした寄生虫感染症）

在島根ブラジル人向けワークショップ

日時	9 月 15 日（日）13:00～17:00
場所	出雲市民会館
内容	**心理相談**（NPO サビジャ　イリネウ心理士） **医療相談**・シャーガス病検査（NPO マイケン三浦医師、ジョージ・イトウ医師 **法律相談**（宮本弁護士） 労働者のための**日本語教育相談**（JICE） 奨学金など**教育相談**（NPO サビジャ　金子アレックス理事） また、Kyodai 社および Fujiarte 社も参加した。また当日ビデオ撮影した内容を配信して今後の PJ に活用している。

NPO サビジャ　イリネウ心理士による心理相談　　宮本弁護士による法律相談

パンフレット

JICE による日本語教育相談

NPO マイケンによる医療相談

在福井ブラジル人向けワークショップ

日時	2019 年 11 月 24 日（日）
場所	越前文化センター　会議室
内容	**心理相談**（NPO サビジャ　イリネウ心理士） **医療相談**・シャーガス病検査（NPO マイケン三浦医師、ジョージ・イトウ医師） **法律相談**（東京弁護士会　宮本弁護士） 奨学金など**教育相談**（NPO サビジャ　茂木代表理事、タムラコーディネーター）

パンフレット　　NPO サビジャ　イリネウ心理士による心理相談

NPO マイケンによる医療相談

宮本弁護士による法律相談　　前日の準備懇親会

３．事業成果

参加者に行ったアンケート結果は以下の通りである。

在島根ブラジル人向けワークショップ（参加人数：26 名）

<グラフ⑳参加者属性>

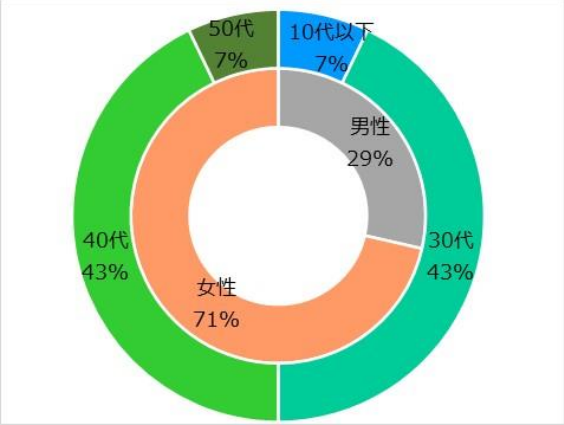

<グラフ㉑相談した窓口> ＊複数回答あり

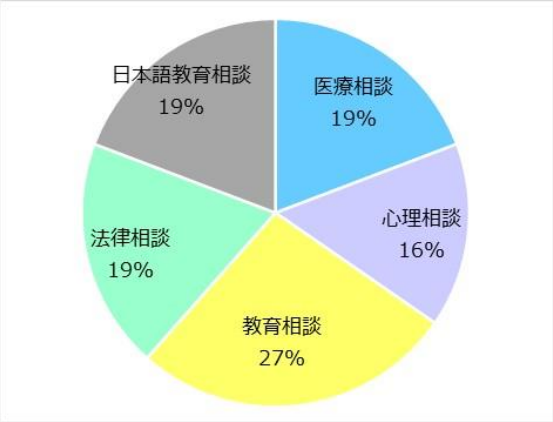

<グラフ㉒ワークショップの満足度>

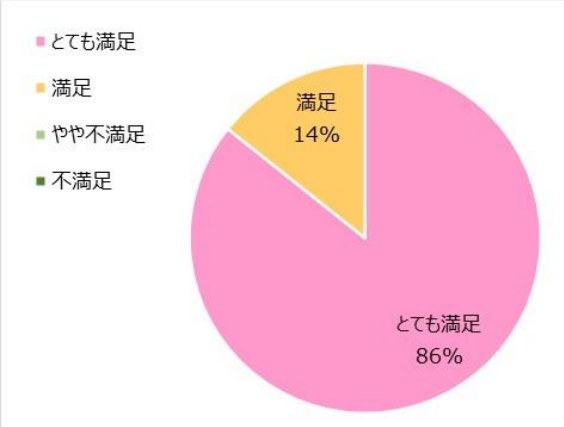

<グラフ㉓今後の活用期待度（活用・実践できるか）**>**

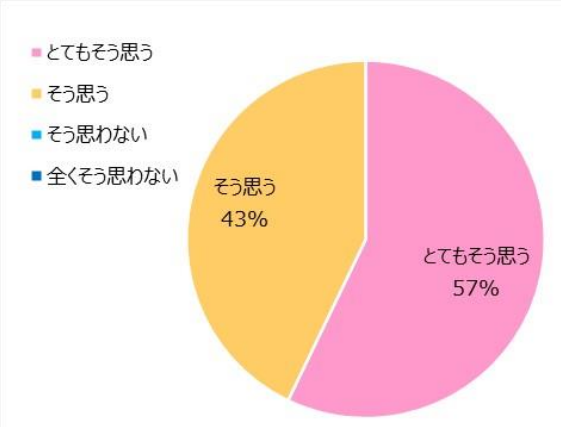

在福井ブラジル人向けワークショップ（参加人数：21 名）

<グラフ㉔参加者属性>

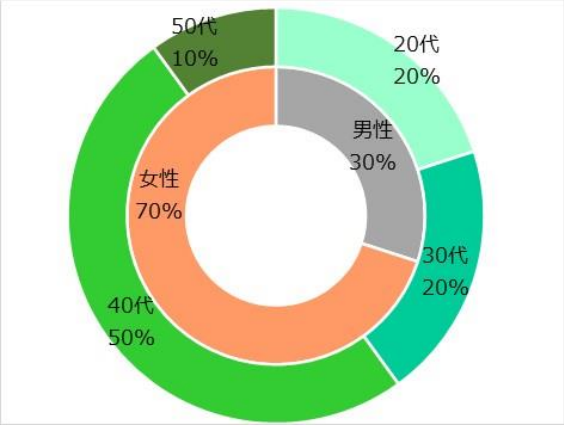

<グラフ㉕相談した窓口> ＊複数回答あり

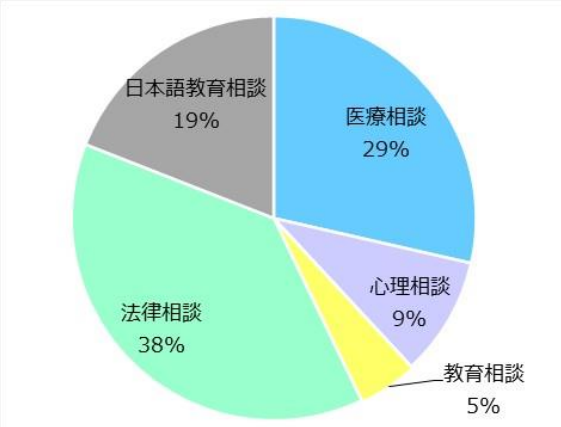

<グラフ㉖ワークショップの満足度>

<グラフ㉗今後の活用期待度（活用・実践できるか）>

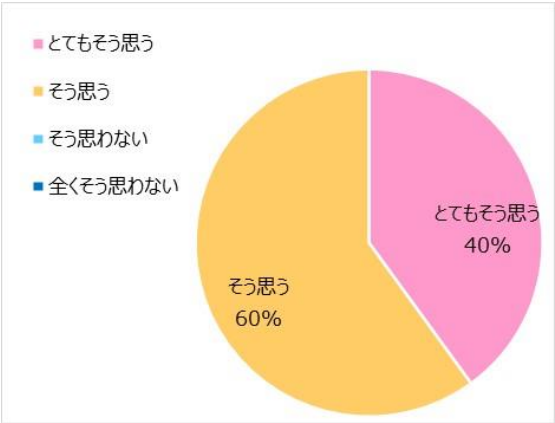

その他、アンケートからの声：

〇疑問を解決する機会を提供され、いいワークショップだった。

〇日本での生活に役立つ情報を得られた。

〇相談内容に関して、違う観点からの考え方を提示され役に立った。

〇重要な情報を得られた。医療検査もできてよかった。

〇相談員とたくさん話し、問題を解決できた。

〇職場での問題を解決できた。

〇相談事があり参加したが、それ以外にも興味のあることについて知ることができた。

〇就学年齢の子どもの教育相談の相談先がわからなかったが、ワークショップで相談ができ良かった。

〇日常生活での困りごとを相談できた。

〇体の健康だけでなく、心の健康についても大切であることを気づくことができた。

〇母国とは違う教育体制なので知らないことを教えてもらえた。

〇子どもの進学のための奨学金制度について詳しく知ることができた。

〇自分の権利について知らないことが多かったが、教えてもらえた。

〇日本に家族で住み続けたいと思っているので、日本語の学習や日本の法律について知ることができた。

〇健康相談がポルトガル語でできて助かった。

〇どこに相談に行けばいいのか、どこに情報があるのか知らずに生活していたので、情報を得る機会が持てて良かった。

●会場がわかりにくかった。

〇奨学金の種類、選択肢の多さがわかり、将来について具体的に考え始めることができた。

●宣伝が足りなかった。

〇医療相談や血液検査がすぐに受けられて役に立った。

〇日本の文化、習慣の中でブラジル人がどのように共存していくか手助けになるものだった。

〇心理相談が無料でできた。

〇専門家がポルトガル語で相談に乗ってくれるのは初めてでよかった。

●長距離バスの乗り方や郵便局の使い方など日常生活での情報を教えてもらいたい。

●このような支援を必要としている人はもっと多くいるので、もっと人を集めた方がいい。

〇子どもだけでなく、親として自分自身も教育について考える機会となった。

〇ブラジルから遠く離れている日本でポルトガル語での相談ができてありがたかった。

〇ワークショップで得た情報は同僚にも共有したい。

〇各相談窓口がわかりやすく、すぐに案内されてよかった。

ニーズに合わせた相談窓口を設けたワークショップは概ね好評で、自由に出入りできる形式だったため、待ち時間も少なく、スムーズな人の流れを作ることができた。

実施前には、地域の市役所や警察署、交際交流協会、地域 NPO やブラジル人コミュニティーリーダーと連携しながら進め、今後も連携を継続できるパイプを作ることができた。当会のパンフレットや心理相談窓口リーフレットもワークショップ以降も関係機関にて配布してもらい、オンラインでの相談受付ができる体制を整備した。

４．新たなニーズ・課題

ワークショップを実施した島根県（出雲市）と福井県（越前市）はブラジル人集住地域でありながら、管轄する在名古屋ブラジル総領事館から距離が遠く、また外国人の移住者が少なく、生活面・教育面での日本側の受け入れ態勢が十分に整備されていない地域では、生活・教育情報や相談先情報が依然として不足している。この状態が続くと、在日ブラジル人コミュニティー格差が広がり、そのしわ寄せが子どもの教育に現れると推察される。

この点からも NPO サビジャが継続的な支援を地域 NPO や自治体を連携したサポートを実施していく必要性がある。現時点では、これら地域で活動しているブラジル人心理士もしくはポルトガル語ができる心理士に関する情報はなく、当面はオンライン相談という形で電話もしくは Skype による NPO サビジャ心理士による心理相談・教育サポートを実施する。

第Ⅳ章

総評

1．事業のまとめ

＜支援対象者＞＜関係機関＞＜地域・社会＞の観点での事業の成果は以下の通りである。

＜支援対象者＞

こころの健康＝いきいきと自分らしく生きるための重要な条件の一つであり、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）を保つことで、社会生活を安心して送れることを意味する。また、子育て世代への地域の子育て情報やサポートを行うことで、保護者の心身の健康、子どもの心身の健康を第一に、そして教育の重要性の意識付けをすることで、子どもの将来の選択肢拡大に結び付け、生きる喜びを感じられるようにする。以上を目的に事業を行った。従来の心理相談に加え、2019年度は教育支援も開始し、少しずつではあるが実績を上げている。

＜関係機関＞

自治体や領事館など行政、国際交流協会や NPO 団体、弁護士会など、各地域で活動している諸団体と連携を図りながら事業を実施した。また、派遣会社ともコンタクトを取り、労働者のやる気の向上、労働環境の向上にも働きかけることができた。

＜地域・社会＞

2019 年 4 月の入国管理法改正の目的の一つである外国人労働者の確保は、高齢化社会による人手不足が懸念されている日本にとって重要な課題である。例を取って島根県の年齢別の人口および割合を、全人口とブラジル人で比較すると、20 代・30 代・40 代といった労働力の高い世代の割合の差が歴然（グラフ㉘）で、ブラジル人が地域の労働力という観点からも重要な存在と言える。地域の労働力の確保、地域活性化という点で当会の事業は地域での共生の一助として実施することができた。

＜グラフ㉘島根県民年齢別比率＞　しまね統計情報データベースより 2018/12 時点

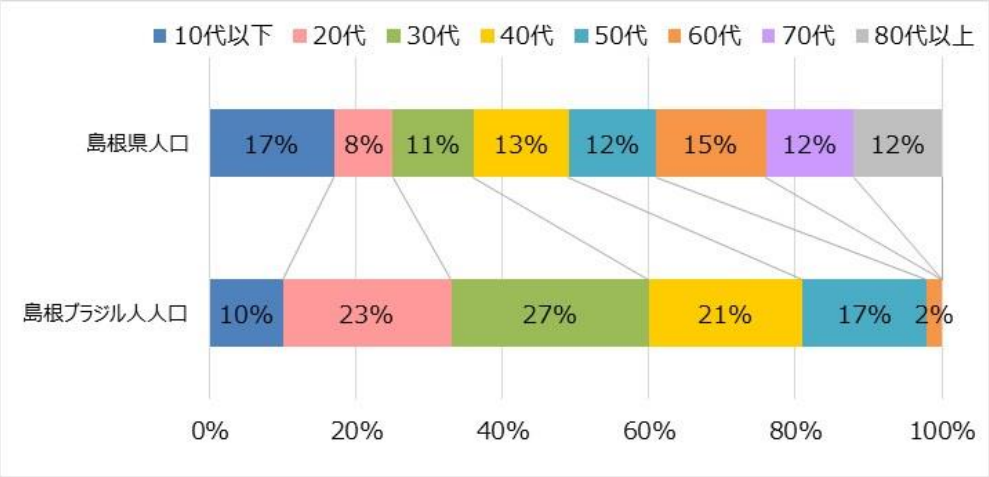

また活動実現のために、**<財源確保> <人材確保> <ステークホルダーとの連携>**という点でも成果を上げられた。

<財源確保>

在住ブラジル人への心理相談、ブラジル人児童への教育支援を継続的に提供するために、集住地域の自治体の委託事業予算化を打診した。2020 年 3 月時点で予算化は実現していないが、実績を提示することで自治体から前向きな回答を得ている。

<人材確保>

中部地域と関東地域にそれぞれ心理士を配置、地域に根付いた相談を実施できるよう体制を整えた。また島根県や福井県など、NPO サビジャや管轄領事館から遠方の地域でも、連携を取り合える地域 NPO 団体やコミュニティーリーダーとつながりを作ることができた。

<ステークホルダーとの連携>

NPO サビジャは、すでに駐日ブラジル大使館や各地のブラジル総領事館と連携体制を持っているため、集住地域の地域 NPO 団体との橋渡し的役割を担うことも重要と認識している。また、活動実施者（当会や現地 NPO）と受益者（ブラジル人）の 2 者間の関係だけでなく、地域社会を含めた社会全体による取り組みが不可欠である。具体的には、地元自治体（市役所等）、警察、地域保健所（保健師など）の参加を促し、ブラジル人にとって地域には多くの窓口があるという情報を展開した。

2．これからの事業

2019 年 4 月に入管法改正が施行され、新たな在留資格の創設による来日外国人が増加すると日本政府は見込んでいる。(2019 年度は最大で 4 万 7550 人、5 年間で約 34 万 5000 人。政府発表より)

また来日外国人を取り扱う法務省入国管理局は「出入国在留管理庁」として格上げされ、出入国の管理のみならず在留外国人の受入れ環境を統括する官庁となった。そして受入環境調整担当という職位が各在留管理局に設置され、政府も外国人労働者の雇用や生活を支援する施策を出している。(「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」2019 年 12 月 20 日閣議決定)

この施策には、「外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう外国人支援者のネットワークを構築する」という方針があり、ネットワーク構築による役割（成果）として、

○多様な支援団体間における情報共有・情報交換

○それぞれの支援団体に蓄積されているノウハウ等の提供や活用（相互アドバイス）

○支援団体間の協力体制の構築による効果的な支援

が挙げられている。

在日外国人数でも上位に位置する在日ブラジル人への支援活動は政府も推進する事業であり、次のステップとしてネットワークの構築を目指す時期となっている。出入国在留管理庁から NPO サビジャに対する外国人支援者ネットワーク構築と参加要請を受け、協力中。

これにより、これまでの NPO サビジャが活動を行ってきたノウハウや知識の蓄積が、ネットワークを構

築することで、他外国人在住地域での自治体の受入体制構築や地域 NPO の活動の支援モデルになることが期待できる。

３．事業の報告

2020 年 6 月に予定されている NPO 在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）の定例総会において、会員らに活動報告を行う。また本報告書は連携団体を始め、各ブラジル人集住地域の自治体や地域 NPO にも配布し、課題を共有すると共に、支援活動の相互連携協力を目指して当会の活動を共有化し、支援 NPO のネットワーク拡大に役立てていく所存である。

ネットワーク化については、すでに在日ブラジル人支援 NPO ネットワークを、三井物産株式会社ご協力のもと、構築しており、今後はネットワークをより広げる予定である。また、東京出入国在留管理局と共に、ブラジル人だけでなく、在日外国人支援 NPO によるネットワーク構築に向けて動き始めており、本報告書は、ブラジル人以外の在日外国人支援の現場でも役立てられるように働きかける予定である。

（参考資料）

法務省 HP

政府統計ポータルサイト(e-stat)

島根県しまね統計情報データベース

出雲市役所 HP

CS カウンセリング東京 HP

（助成事業）

独立行政法人福祉医療機構ＷＡＭが行なう社会福祉振興助成事業として実施

（協力）

外務省中南米局

在京ブラジル総領事館

在浜松ブラジル総領事館

出雲市役所

越前市総務部市民協働課ダイバーシティ推進室

新城市役所ニューキャッスル交流推進室

NPO 法人マイケン

一般財団法人日本国際協力センター（JICE）

在京ブラジル市民評議会

ブラジル銀行

ブラステル株式会社

有限会社日伯友愛

株式会社アバンセ･コーポレーション

NPO 法人エスペランサ

NPO 法人在日ブラジル学校協議会

駐日ブラジル大使館

在名古屋ブラジル総領事館

東京出入国管理庁

出雲市教育委員会

越前市国際交流協会（EIA）

新城市教育委員会

東京弁護士会

かながわ国際交流財団

三井物産株式会社

リードオフジャパン株式会社

シモンセン株式会社

株式会社晃和

フジアルテ株式会社

NPO 法人 ABC Japan

未来工学研究所

（編集・発行）　2020 年 4 月
特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）
〒158-0083 東京都世田谷区奥沢 1-58-8
Homepage：http://www.nposabja.org/
TEL:050-6861-6400
Mail:nposabja@gmail.com
facebook：https://ja-jp.facebook.com/nposabja/
Instagram：https://www.instagram.com/npo_sabja/

SABJA
Serviço de Assistência aos Brasileiros no Japão
Non Profit Organization - no. 0104-05-003632